

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱

令和元年6月26日

習志野市告示第42号

改正 令和3年6月4日告示第106号

改正 令和8年3月30日告示第73号

(設置)

第1条 ソーシャルインクルージョン(社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという理念をいう。)の理念に基づく市の発達支援施策を推進するため、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こども若者まんなか計画に基づく発達支援施策の推進に関すること
- (2) 関係する他の組織との連携に関すること。
- (3) 習志野市ひまわり発達相談センター(以下「センター」という。)の評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) センターを利用する者等の保護者
- (2) 町会・自治会又はまちづくり会議関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい者団体の構成員
- (5) 習志野市障がい者地域共生協議会の委員
- (6) 別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令3告示106・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(センター評価部会)

第7条 協議会に、センター評価部会(以下「評価部会」という。)を置く。

2 評価部会は、センターの評価に関することについて協議する。

3 評価部会に部会長及び副部会長1人を置き、協議会の会長が部会長、副会長が副部会長を兼ねるものとする。

4 部会長は評価部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 評価部会の委員(以下「評価委員」という。)は、第3条各号に掲げる委員のうち、同条第6号に規定する委員以外の委員とする。

6 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

7 評価部会の会議は、評価委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(下部組織)

第8条 協議会に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議を置く。

(関係者の出席)

第9条 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び評価部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年6月4日告示第106号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和8年3月30日告示第73号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条第6号)

職 名
健康支援課長
障がい福祉課長
こども政策課長
こども保育課長
ひまわり発達相談センター所長
学習指導課長
総合教育センター所長